

令和4年度（令和3年分）給与支払報告書の提出

給与支払者は、前年分の給与について、給与の支払いを受けている方の1月1日現在（中途退職した方については退職時）の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することとなっています。

なお、給与支払報告書は、税務署への「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

【提出日】 令和4年1月31日(月) 必着
※期限厳守のうえ、お早めに提出してください。

【提出対象者】
事業主の方が令和3年1月1日から12月31日までの間に給与の支払いを行った従業員の方
※役員・正社員・アルバイト・パートの別や所得税の確定申告有無の別、支払い給与の多少にかかわらず提出してください。
※中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

給与支払報告書の提出には電子申告が便利です

本市では、給与支払報告書のご提出の際に eLTAX（エルタックス）の利用を推奨しています。eLTAXは、地方税の申告や納税を、自宅やオフィスからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。この機会にぜひご活用ください。

詳しくは、eLTAXホームページ（右記QRコード）をご参照ください。



電子申告をご利用いただくメリット

- 複数の地方公共団体へ一括提出
- 提出の際の郵送料や事務負担を軽減
- 専用ソフトウェアによる入力支援機能
- 電子申告のほか、関連の届出や電子納税にもご利用いただけます

原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます

徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収徹底のため「徳島県統一基準」に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

○徳島県統一基準

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、右の表にある基準（普Aから普E）のいずれかに該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて市町村へ提出することにより、例外的に普通徴収（従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法）が認められます。

「普通徴収該当理由書」については、市ホームページ（右記QRコード）に様式を掲載しています。



普通徴収該当理由「徳島県統一基準」

普A	受給者総人員数が2人以下（他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する方を除いた全受給者数が2人以下）
普B	他の事業所で特別徴収をされている方（例：乙欄該当者）
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（前年の年間給与支給額が93万円以下）
普D	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
普E	退職または退職予定（5月末日まで）の方

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号（普Aから普E）を記入してください。

※eLTAXなどの電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックをしてください。また、摘要欄に該当する略号を入力してください。なお、この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。

【お問い合わせ先】 市税務課市民税担当（市役所1階）☎32・3821 / FAX 33・3401

Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp